⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、契約締結後に施工者自らが詳細な設計を実施する詳細設計付工事発注方式の試行工事である。

⑿　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⒀　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、近畿地方整備局港湾空港部ＨＰ等により公表する。

⒁　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が２　競争参加資格に定める同種工事（全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。

⒂　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（受注者希望型）である。

⒃　本工事は、施工期間中の荒天休止の実態に基づき、供用係数の精査及び工事期間の延長が必要な場合は工期の延長を行うものとする。

⒄　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒅　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒆　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。

⒇　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。

(21)　本工事は、若手技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

(22)　本工事は、働きやすい職場環境を整備した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

(23)　本工事は、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

(24)　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

(25)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(26)　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

(27)　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。

(28)　本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、異工種ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する異工種ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　以下の一般競争参加資格を有すること。

【単体有資格者（経常ＪＶを含む）の場合】

近畿地方整備局における令和５・６年度「港湾土木工事」及び「港湾等鋼構造物工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であり、上記資格決定の際に算定した客観点数が「港湾土木工事」については1,150点以上、「港湾等鋼構造物工事」については1,100点以上の者であること。

【異工種ＪＶを２者で構成する場合】

異工種ＪＶの構成員のうち「港湾土木工事」を担当する者は、近畿地方整備局における令和５・６年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であり、当該資格決定の際に算出した客観点数が1,150点以上の者であること。

異工種ＪＶの構成員のうち「港湾等鋼構造物工事」を担当する者は、近畿地方整備局における令和５・６年度「港湾等鋼構造物工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であり、当該資格決定の際に算出した客観点数が1,100点以上の者であること。

【異工種ＪＶを３者で構成する場合】

異工種ＪＶの構成員のうち「港湾土木工事」を担当する２者は、近畿地方整備局における令和５・６年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であり、「港湾土木工事」を担当する者のうち１者は、当該資格決定の際に算出した客観点数が1,150点以上の者であり、「港湾土木工事」を担当する上記以外の者は、当該資格決定の際に算出した客観点数が850点以上の者であること。

異工種ＪＶの構成員のうち「港湾等鋼構造物工事」を担当する者は、近畿地方整備局における令和５・６年度「港湾等構造物工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であり、当該資格決定の際に算出した客観点数が1,100点以上の者であること。

なお、上記いずれの場合においても、会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した各当該工事種別に係る客観点数が上記に示す点数以上であること。

⑶　平成21年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・同種工事は、次のとおりとする。

【単体有資格者（経常ＪＶを含む）の場合】

次に掲げるａ）及びｂ）の要件をすべて満たす施工実績を有すること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが次のａ）及びｂ）の施工実績を有していればよい。

ａ）場所打ちの鉄筋コンクリートを1,900㎥／件以上施工した工事　ｂ）扉体面積（純径間、扉高さから求まる面積）50㎡以上の水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の製作及び据付を行った工事。

※上記ａ）及びｂ）は同一工事でなくてもよい。